

第1編 第7章：親子関係

第1節：総則

第154条 (2021年改正、同年施行) 親権解放されていない子は、その父母の親権の下にある。

親権は、親の責任として、常に子の利益のために、子の人格に従って、その身体・精神に関して行使される。

この機能は次の義務と権能を包含する。

- ① 子を庇護し、共に居住し、食糧を提供し、教育し、そして独り立ちできるようにする。
- ② 子を代理する、また、その財産を管理する。
- ③ 未成年者の常居所を決定する。これは両親の合意で、それがなければ、裁判所によってのみ修正できる

子が十分な判断力を有しているときは、子に影響する決定をなす前に、係争上または双方の合意で、常に子の意見を聞かなければならない。いづれにしても、必要な時は専門家の援助を得て、適切な状態で、子がアクセス可能な、理解でき、また、子の年齢、成熟度および状況に適合した条件で意見を聞かれることは保障される。

父母は、その親権行使において、当局の援助を求めることができる。

第155条 子には次の義務がある：

- ① 父母に、その親権の下にある間は、従い、そして常に尊敬する。
- ② 家族と一緒に住んでいる間は、その能力に応じて公平に家庭の債務の弁済に貢献する。

第156条 (2021年改正、同年施行) 親権は、両親が共同して、または、一方が他方の明示的もしくは黙示的同意で、行使される。社会慣習および状況に従い、または、緊急に必要な状況では、一方がなす法律行為は有効である。

有罪判決が宣告され刑事責任が消滅しない間、または、親の一方に対して、未成年の共通の子の生命、身体、自由、精神または性的自由・安全の侵害で、または、他の親に対する侵害で、刑事裁判手続きが開始されたときは、未成年の子の心理的ケア・支援にとってはその他方の親の同意で充分である。その際は、前述の親に事前に報告しなければならない。このことは、事前の告発が提起されていなくとも、女性が性的暴力に特化したサービス機関の支援を受けているときは、その状況を証明する当該サービス機関が発行する通知をもって、同様に適用される。支援が18歳以上の子に提供されなければならない場合は、いづれにしても、これらの者の明示の同意が必要である。

親権行使において不同意の場合、両人のどちらでも裁判所に申立てできる。裁判所は、子が十分な判断力がある場合、また、いづれにしても、12歳以上で

あるときは、その子と両親を聴聞し、決定する権能を父または母に与える。不一致が繰り返され、または、親権の行使をひどく妨げる他の事由が発生する場合は、裁判所は、父母の一方に親権の全部もしくは一部を与えることができ、または、その権能を父母のあいだに配分できる。この措置は2年を越えない一定の期間有効である。前各段の場合、善意の第三者については、両親の各々が他方の同意を得て親権を通常行使していると推定する。

失踪、または、無能力によって父母の一方が欠ける場合は、親権は他方が排他的に行使する。

父母が別居しているとき、親権は子と同居している者が行使する。しかし、裁判所は他方の理由つき申立により、子の利益のため、(同居)他方の親と共同して行使するために申立人に親権を付与できる、または、父と母のあいだに親権行使に特有な機能を分配できる。

第157条 親権解放されていない未成年者は、その者(自身)の子の親権を、父母の援助を得て、行使する。父母がいない場合は、後見人の援助、不一致または(行使)不能の場合は、裁判官の援助を得て行使する。

第158条 (2021年改正、同年施行) 裁判官は、職権で、または、子自身、(各)親族もしくは検察庁の申立で、(次の事項を)命じる；

① 扶養提供の確保および子の将来の必要へ備えるため、この義務を父母が履行しない場合、相当な措置。

② 監護権者変更の場合、子の有害な動揺(perturbaciones)を避けるための適当な措置。

③ 親のどちらか一方または第三者による未成年の子の奪取を避けるために必要な措置、特に、次のもの；

(a) 裁判所の事前の許可がある場合を除く、出国禁止。

(b) 未成年者へのパスポートの発給禁止または既発給のパスポートの回収。

(c) 未成年者のいかなる住所変更の裁判所の事前許可への服従。

④ 親、後見人、他の親族または第三者が未成年者に近寄ること、また、その住所または教育施設およびその者が頻繁に行く他の場所へ接近することを、釣り合いの原則を尊重して、禁じる処置。

⑤ 親、後見人、他の親族または第三者がいかなる通信手段、情報手段またはテレマティーク手段によって文書、音声または映像コンタクトを設定することを妨げるところの未成年者との接触を、釣り合いの原則を尊重して、禁じる処置。

⑥ 親権の行使、および/または、監護・保護の行使における予防的停止、裁判所の決定または裁判所が承認した協定で設定された訪問・接触方法の予防的停止、および、一般的に、未成年者を、その家庭環境においてまたは第三者の前で、危険から遠ざける、または、害を避ける目的で適宜と考えられるその他の措置。

未成年者が保護されない可能性がある場合は、裁判所は公的(保護)組織にこれらの処置を通知する。これらの処置全てをいかなる民事的あるいは刑事的裁判の中で、または、非訟事件調書で採用することができる、そこでは裁判所は、未成年者の聴聞を、未成年者自身がこの権利を行使できるように裁判所が

外部の者によって援助され得るようにして、保証しなければならない。

第 159 条 父母が別居しており、共通の同意で決めない場合は、裁判官が、常に子の利益のため、どの親の世話の下に未成年の子を置くか決定する。この措置を取る前に、裁判官は、子が十分な判断力を有するとき、および、いずれにしても、子が 12 歳以上のときは、子の意見を聞く。

第 160 条 (2015 年改正、同年施行) 未成年の子は、その親と交際する権利を、これら親が親権を行使していなくとも、第 161 条に規定される場合で裁判所の決定によってまたは公的(保護)組織によって別のことが決められていないと、有する。親が拘禁中の場合、未成年者の優先的利益が親を訪問することを勧めると、行政庁は未成年者の刑務所への移動を、当該訪問について未成年者の準備を援助する管轄行政庁が指定する親族または専門職が帯同して、容易にしなければならない。同様に、刑務所への訪問は授業時間外で、また、未成年者にとって適切な環境で実施されなければならない。

他の者の養子となった未成年者は、第 178 条 4 項に規定される条件で元の家族と交際することができる。

2. 正当な事由なしに未成年者のその兄弟、祖父母および他の親族・親類との個人的関係を妨げることはできない。

対立する場合、裁判官は、未成年者、兄弟、祖父母、親族または親類の申立てで、その状況に留意して解決する。特に、兄弟間および祖父母と孫との関係を助長するために設定される措置が、未成年者とその親のどちらかとの関係を制限または停止する裁判所の決定を害しないようにしなければならない。

第 161 条 (2015 年改正、同年施行) それぞれの管轄地域において未成年者保護が委託されている公的(保護)組織は、非保護の状態にある未成年者に関して、親、祖父母、兄弟および他の親族・親類に対応する訪問・接触を、未成年者の利益に、当該訪問・接触の一時停止を理由付きでできるようにして、影響を受ける者の意見、未成年者が十分な判断力を有するとき、および、いずれにしても、12 歳以上のときは、未成年者の意見を事前に聞いて、また、検察庁へ即時に連絡して、調整する。

未成年者、影響を受ける者および検察庁はこれらの行政的決定に、民事訴訟法に従って、反対することができる。

第 2 節：子の法定代理

第 162 条 (2015 年改正、同年施行) 親権を有する父母は親権解放されていない未成年者であるそれらの子の法定代理権を有する。

次の場合は除かれる；

- ① 子がその成長に従って自身でなすことができる人格権に関する行為。
しかしながら、親たる責任者は、その世話・支援義務の効力において、これらの行為に介入する。
- ② 父母と子の間で利益の抵触がある行為。
- ③ 父母の管理から排除されている財物に関する行為。

子に個人的給付を義務つける契約締結には、第 158 条の規定を損なうことなく、子が十分な判断力を持っているときは、子の事前の同意が必要である。

第 163 条 ある事件において父母の利益が親権解放されていない子の利益に反するときは、子に裁判上および裁判外で子を代理する保護者が指名される。また、父母の利益が、父母による能力補完が必要な親権解放された未成年者である子の利益に反するときも指名手続が取られる。

親の一人のみとしか利益の抵触が存しない場合は、未成年者の代理またはその能力の補完は、法律により、および、特別の指名を要せず、他方の親に帰属する。

第 3 節：子の財物とその管理

第 164 条 (2015 年改正、同年施行) 父母は、全管理者の一般的義務および抵当法で規定された特別の義務を履行して、自己のものに対すると同じ注意を持って子の財物を管理する。

次のものは親の管理から除かれる：

① 無償名義で（子が）取得した財物で処分者が明示的に（除くように）命じた物。これらの物の管理とその果実の運命については処分者の意思が厳格に履行される。

② 親権を行使する親の一方または両方が適法に相続廃除された場合の相続で、または、相続欠格の事由で相続できなくなった場合の相続で（子が）取得した財物。これらは、被相続人が指定した者により管理され、それがない場合は、他の親により、それもないと、特別に指名された裁判上の管理人により管理される。

③ 16 歳以上の子がその労働または技能(industria)でもって取得した物。通常管理行為は子がなすが、それを超える行為に対しては父母の同意が必要である。

第 165 条 子の財物の果実は常に、その労働または技能により取得する物と同様に、親権解放されていない子に属する。

しかしながら、父母の両方とまたは一方と同居している未成年者の果実を、父母は家庭債務弁済に、その子に相応する部分で、向けることができ、父母はそのような所で消費されたものの計算書を交付する義務はない。

この目的のために父母が管理していない財物の果実が適当な手段で父母に引渡される。前条の①と②が関係する財物の果実、および、教育もしくはキャリア形成のため子に特別に贈与または残された物は除かれる。しかし、父母に資力がない場合は、父母は、裁判官に公平に基づく部分の引渡しを請求できる。

第 166 条 父母は、子が名義人である権利を放棄できない、また、株式の優先引受権を除いて、子の不動産、商業または工業施設、貴重品および無記名証券を譲渡または担保に供することはできない。しかし、利用または必要の正当な事由により、かつ、検察庁の意見を聞いて、住所地裁判官の事前の認証でもってそれらを行うことができる。

父母は、子に移譲された相続または遺贈を放棄するには裁判所の認証を求め

なければならない。裁判官が認証しない場合は、相続は限定承認のみできる。

未成年者が16歳に達して、公正証書で同意する場合は、無記名証券の譲渡についてはその総額を財物または有価証券に再投資するときは、裁判所の認証は必要ない。

第167条 (2015年改正、同年施行) 父母の管理が子の財産を危機に置くときは、裁判官は、子自身、検察庁または未成年者の親族のいかなる者の申立により、財物の安全と管理のため必要と思われる処置を取ることができ、(父母の)管理継続について担保または保証金を要求でき、または管理人を指名できる。

第168条 親権の終了時に、子は、それまでその財物に行使された管理の計算の提供を父母に請求できる。この義務の履行を要求する請求訴権は3年で時効にかかる。

故意または重過失での財物の滅失もしくは損傷の場合、父母は被った損害賠償の責めに任ずる。

第4節：親権の消滅

第169条 親権は(次の場合)終了する：

- ① 父母もしくは子の死亡または死亡宣告。
- ② (子の)親権解放。
- ③ 子の養子縁組。

第170条 親権に付随する義務の不履行に基礎を置く判決により、または、犯罪もしくは婚姻の事由で宣告された判決により父または母から親権の全部もしくは一部を剥奪することができる。

裁判所は、子の福祉または利益のため、親権剥奪の事由が止んだときは親権回復を承認することができる。

第171条 (削除) (2021年改正、同年施行)

第5節：養子縁組および未成年者の保護の他の方式

第1款：未成年者の監護と収容保護(acogimiento)

第172条 未成年者保護を各々の地域で委任された公的(保護)組織は、未成年者が非保護の状況にあると認めると、法律上当然にその者の後見者となり、また、検察庁に、場合によっては、通常の後見を命じる裁判官に通知して、その監護のために必要な保護処置を採用しなければならない。非保護の状態および採用された処置は、適法な方式で、親、後見人または監護人、および、未成年者に十分な判断力がある場合、また、いずれにしても、12歳以上であるときは、影響を受けるその未成年者に、48時間以内に通知される。その通知は、行政の介入を許した原因、採用された、また、未成年者の場合その成熟度に適合した決定の効果を含んで、明白で、分かりやすく、また、入手が容易なフォーマットでなければならない。可能であるときは、特に未成年者の場合は、この通知は面前で行われる。

未成年者の監護のために法が規定している保護義務の不履行または行使不能

もしくは不適當な行使により事実上生じる状況は、未成年者から精神的または物質的に必要な援助が剥奪されているとき、非保護の状況とみなされる。

公的（保護）組織に付与された後見の引受けは親権または通常の後見の中断をもたらす。しかしながら、父母または後見人が未成年者を代理して行い、それに利益となる財産行為は有効である。

公的（保護）組織および検察庁は、適當であるときは、親権の剥奪と後見の解除を促進することができる。

2. 非保護の状態にあると宣言する行政決定の通知から2年の間は、前項の規定で停止された親権を表明し続ける親、または、同じ項に従って後見を停止させられた後見人は、公的（保護）組織に、停止を止めるように、また、未成年者の非保護状態の宣言を撤回するように、もし、それらの者が、事情の変化によって、新たに親権または後見を執る状況にあると理解している場合は、申し立てることができる。

同様に、同じ期間、未成年者保護に関して採用される決定に反対することができる。

当該期間経過したら、親または後見人の申し立てる権利および未成年者保護に採用される決定または処置に反対する権利は消滅する。しかしながら、非保護状態の宣言の基となった状況のいかなる変化について公的（保護）組織および検察庁に通知することができる。

いずれにしても、2年経過後は、検察庁だけが公的（保護）組織の決定に反対する合法性を有する。

この2年の間は、公的（保護）組織は、状況を熟慮し、また、検察庁にその状況を知らせて、元の家庭への復帰の決定的不可能性の理由ある予見が存在するときは、養子縁組の提案を含むいかなる保護処置を採用することができる。

3. 公的（保護）組織は、職権により、または、検察庁あるいは利害関係人もしくは組織の申し立てで、非保護状態の宣言を撤回することができる、また、未成年者のその家庭への復帰を、それがその者の利益に最も適うと理解される場合は、決定することができる。当該決定は検察庁に通知される。

4. 緊急に保護する義務の履行では、公的（保護）組織は行政決定により未成年者の一時的監護を採用でき、また、同時に未成年者を特定するのに必要な手続きを実行する、その状況の調査する、および、場合によって、非保護の実体を明らかにすることに取掛かって、そのことを検察庁に通知する。

そのような手続きはできるだけ短時間に実行される、その間は、場合によって、非保護状態の宣言と結果としての後見の引受けに、または、適当な保護処置の促進に移行しなければならない。未成年者との関係で、または、その他の状況によって、その者の利益で後見の引受けできる者が存する場合は、通常の規則に従って後見人の指名がなされる。

指定された期間が経過して、後見が形成されておらず、または、他の決定も採用されていないときは、検察庁は、公的（保護）組織による未成年者の最も適切な保護処置の採用を確実にするために適したアクションを促進する。

5. 公的（保護）組織は、第 276 条および第 271 条 1 項に規定されるなんらかの場合により、その後見引受けの基となった原因の消失が証されるとき、また、次の状況のなんらかが真正に証明されるときは、非保護状況と宣言された未成年者の上に行使する後見を停止する。

(a) 未成年者が自由意志で他国に移動した。

(b) 未成年者が他自治州の領域内に居る、この場合、保護関係書類の移送に移行する、また、その自治州の公的（保護）組織が非保護状況の宣言について決定を宣告し、その後見または対応する保護処置を取る、または、未成年者の状況に鑑み保護処置を採用する必要はないと考える。

(c) 未成年者が自由意思で保護施設を去って、居場所不明になり、12 ヶ月経過した。

一時的監護は後見と同じ事由で停止する。

第 172 条の 2 **（2015 年改正、同年施行）** 親または後見人が、証明された重大かつ一時的状況により、未成年者を世話できないときは、公的（保護）組織にその監護を、必要な期間（これは未成年者のより良い利益が例外的に処置の延長を指摘する場合を除き、未成年者の一時的世話の最長期間として 2 年を超えることができない）するよう申請することができる。この期間または延長期間が経過すると、場合によって、未成年者はその親のところ、または、後見人のところに戻るか、それに適切な状況が与えられない場合、未成年者は非保護の法的状況にあると宣言される。

監護の任意の提供は、文書で、親または後見人が未成年者に関して持っている責任をそれらに通知したこと、また、当該監護は、特に、障害を持つ未成年者に、受けてきた特別な支援の継続、または、その者の必要に最も適切な他の支援の採用を保証して、公的（保護）組織によって行使するという方式が証されて、なされる。

公的（保護）組織による監護の引き受けについての、また、その行使方式の事後のいかなる変動についての行政決定は、裏づけられ、親または後見人および検察庁に通知されなければならない。

2. 同様に、公的（保護）組織は、裁判官が訴訟の場合にそう決定するときは、監護を、対応する保護処置を採用して、引き受ける。

第 172 条の 3 **（2015 年改正、同年施行）** 監護は、里親制度により実施される、また、これが不可能な場合または未成年者の利益に適当でない場合は、施設収容により実施される。里親制度は、公的（保護）組織が決定する者により実施される。施設収容は、未成年者が居住するセンターの長または責任者により、未成年者保護法制で設定された条件に従って、実施される。

法律の規定により後見人になることができない者は、里親になれない。

その中で監護処置が文書で形成される公的（保護）組織の決定は、親権または後見剥奪されていない親または後見人に、また、検察庁に通知される。

2. 常に未成年者の利益が追及され、この利益に反しないときは、自己の家庭へのその再編入が優先される、また兄弟の監護は、一緒に居るために、同じ施設

または人物に委託することが優先される。未成年者のその元の家庭との関係の状況は、その監護および訪問・その他の接触方式に関して、6ヶ月毎に見直される。

3. 公的（保護）組織は、里親または施設に受け入れられている未成年者に関して、その利益に相当であるときは、週末またはバカンスでの滞在・お出かけを家族またはこれらの機能に従事している組織と共にすることを決定できる。このために、未成年者の必要に適切な人物または組織が選択される。当該処置は、子が十分な判断力がある場合、また、いずれにしても、12歳以上であるときは、未成年者の意見を聞いて、決定されなければならない。

週末またはバカンスでの滞在・お出かけについての監護の委託は、その（監護）条件および未成年者の福祉を確実にするために必要な情報、特に公的（保護）組織または裁判官が設定した制限的処置の情報を含む。当該処置は、親権または後見剥奪されていない親または後見人に、また、受け入れ先に通知される。これらの監護人のデータは、未成年者の利益に相当となるとき、または、正当事由があるときは、保存される。

4. 行政また裁判上の決定による非保護状況の宣言または監護の受け入れの場合、公的（保護）組織は、親または後見人が支払うべき額を、扶養（料）の概念で、また、彼らの資力に応じ、未成年者の世話や配慮に起因する費用、同じく、未成年者が行った行為により未成年者に課さるべき民事的責任に起因する費用への貢献のために、設定することができる。

第173条（2015年改正、同年施行） 里親制度は、未成年者を家庭生活へ完全に参加させ、未成年者を受入れる者に、愛情ある環境で、その者を庇護させ、一緒に住み、食糧を供し、教育し、および、独り立ちできるようにする義務を課す。障害のある未成年者の場合、これまで受けてきた特別の支援を継続しなければならない。または、それらの者の必要により適切な他の支援を採用しなければならない。

2. 受け入れには、受け入れ者の同意、および、未成年者の受け入れられる者が十分な判断力がある場合、また、いずれにしても、12歳以上であるときは、その未成年者の同意を必要とする。

3. 未成年者と里親制度で監護が委託された者との間に同居上の重大な問題が発生した場合は、未成年者、受け入れ者、検察庁、親権または後見剥奪されていない親または後見人、または、いかなる利害関係人は、公的（保護）組織に監護の撤去を申し立てできる。

4. 未成年者の里親受け入れは（次の場合）終了する：

① 裁判所の決定により。

② 未成年者の利益保持に必要と考えられるときは、受け入れ者、未成年者、その親または後見人の意見を聞いて、職権での、または、検察庁、親、後見人、受け入れ者、あるいは、十分な判断力がある場合、未成年者自身の要請による公的（保護）組織の決定により。

- ③ 未成年者の受け入れ者の死亡または死亡宣告により。
- ④ 未成年者の成年到達により。

5. 受け入れの形成・終了の手続きは義務的慎重を期して実行される。

第 173 条の 2 (2015 年改正、同年施行) 里親受け入れは、未成年者自身の家庭筋で、または、他人の家庭で行われる、後者の場合は専門化できる。

- 2. 里親受け入れは、その期間および目的に留意して、次の様式を採用できる：
 - (a) 緊急里親受け入れ。これは、主として 6 歳未満の者のためで、6 ヶ月を超えない、その間に、対応する家庭保護処置が決定される。
 - (b) 一時的里親受け入れ。これは、暫定的性格を有し、未成年者の状況からこの者自身の家庭への復帰が予想される場合、または、その間に、恒久的里親受け入れまたは養子縁組などのより安定的性格を有する保護手段が採用される場合に取りられる。この受け入れは、未成年者のより良い利益が、予定される緊急の家庭復帰のため、または、他の確定的保護処置の採用のため処置の延長を勧告する場合を除いて最大 2 年の期間である
 - (c) 恒久的里親受け入れ。これは、一時的受け入れの 2 年の期間満了時に家庭復帰が不可能の場合、または、直接に特別の必要を有する未成年者の場合、または、未成年者とその家庭の状況がそう勧告する場合に形成される。公的（保護）組織は、恒久的里親受け入れ者にその責任遂行を容易にする後見権能を与えるよう、いずれにしても、未成年者のより良い利益を考慮して、裁判官に申し立てできる。

第 174 条 (2015 年改正、同年施行) 本款に関する未成年者の後見、収容または監護についての上部監視は検察庁の責任である。

- 2. その目的のため、公的（保護）組織は検察庁に未成年者の新たな入所について速やかに通知し、後見、監護および収容の設定・変更・停止に関連する行政決定のコピーを発する。同じく、未成年者の状況における利害のいかなる変化も通知される。

検察庁は、少なくとも半年おきに未成年者の状態を確認しなければならない、また、必要と思われる保護措置を公的（保護）組織または裁判官に、適当な場合、勧める。

- 3. 検察庁の監視は、公的（保護）組織の未成年者に対する責任およびそれが認知する異常を検察庁に知らせる義務を阻却しない。
- 4. 未成年者の後見、収容または監護のより良い監視機能の履行のために、必要なときは、検察庁は、管轄の公共行政機関の対応するサービス部門による報告作成を求めることができる。

これらのために、管轄の公共行政機関の対応するサービス部門は、未成年者が陥る危険または非保護の状況の決定を目的とする調査の過程において検察庁が発する情報請求に対応する。

第 2 款：養子縁組

第 175 条 (2015 年改正、同年施行) 養子縁組では、養親は 25 歳以上でなければならない。夫婦両方である養子縁組では一方がその年齢に達していれば良い。いずれにしても、養親は少なくとも養子より 16 歳年上でなければならない、また、第 176 条 2 項規定の場合を除いて 45 歳を越えることはできない。夫婦両方が養親のときは、どちらかが養子とのこの年齢の最大差異を有していなければ充分である。将来の養親が、特別の必要性を有する兄弟または未成年者のグループを養子にする用意がある場合は、年齢の最大差異は大きくなり得る。

本法典の規定に従って後見人になれない者は養親になれない。

2. 単に、親権解放されていない未成年者のみ養子にすることができる。例外として、成年者または親権解放された未成年者の縁組は、将来の養親との里親受け入れ状態またはそれらの者との安定した同居状態が親権解放直前に少なくとも 1 年存在したときは、可能である。

3. 次の者を養子とすることはできない：

- ① 卑属。
- ② 傍系血族または姻族の第 2 親等の親族。
- ③ 後見の正当な一般的計算が最終的に承認されるまでの後見人による被後見人。

4. 夫婦両方が、または、夫婦と同様な愛情関係で結ばれたカップルと一緒にまたは続いて縁組する場合を除いて、何人も 2 人以上の者の養子となることはできない。縁組後に挙行された婚姻では、その配偶者の子を養子にすることができる。この規定は（縁組の）後に形成されるカップルに適用される。養親の死亡の場合または養親が第 179 条に規定する排除に抵触するときは、養子は新たな縁組を締結できる。

5. 養子となる者が、夫婦両方または夫婦と同様な愛情関係で結ばれたカップルとの養子縁組の目的で恒久的里親受け入れまたは監護の状況にある場合は、養子縁組提案の前に真正に証される法律上の別居または離婚あるいはカップルの破綻は、養子となる者の夫婦両方または夫婦と同様な愛情関係で結ばれたカップルとの養子縁組申し出前での少なくとも 2 年間の実効的共同生活が証明されると、共同養子縁組の遂行に支障とならない。

第 176 条 (2015 年改正、同年施行) 養子縁組みは、養子となる者の利益と親権行使のための養親の適応性を考慮する裁判所の決定で形成される。

2. 養子縁組の手続きを開始するには、公的（保護）組織が養親は親権行使に適切であると宣言した公的（保護）組織の養親を利する事前の提案が必要である。適切性の宣言は提案の前にしなければならない。

しかしながら、養子となる者に次の事情があるときは、提案は必要ない。

- ① 孤児で養親の 3 親等内の血族または姻族である者。
- ② 養親の配偶者の子または夫婦と同様な愛情関係で結ばれた人物の子。
- ③ 養子縁組目的の監護に 1 年以上里子であった者または同じ期間後見の下にあった者。

④ 成年者または親権解放された未成年。

3. 養子にする未成年者の必要性に留意して親の責任を遂行するために、また、養子縁組がもたらす特殊性、結果および責任を引き受けるために、適切な能力、素質およびモチベーションは、適正性とみなされる。

公的（保護）組織による適正性の宣言には、養親の人的、家族的、関係的および社会的状況について、また、安定した確かな絆を設定するその能力、その教育的能力および未成年者の特殊な状況に応じて未成年者に対応するその素質についての心理社会評価が必要である。適正性の当該宣言は対応する決定によって形成される。

親権剥奪されている、または、その行使が停止されている者、および、公的（保護）組織に自分の子を委託している者は、養子縁組に適正があると宣言できない。

養子縁組を申し込む者は、公的（保護）組織または認証された協力組織が企画する情報提供会合や準備会合に参加しなければならない。

4. 第2項の①、②または③のいずれかの状況はある場合は、養親が死亡した場合でも、裁判官に既に（養親が）その同意を与えていたとき、または、それが公正証書あるいは遺言でなされていたときは、養子縁組を形成できる。この場合は、裁判所の決定の効果は同意提供の時に遡及する。

第176条の2（2015年改正、同年施行）公的（保護）組織は、非保護の状況にあると宣言された未成年者の監護を、第175条に規定される養子縁組する能力を有して、その同意を与えている、養子縁組に準備ができ、適性があり、および、指定された者に、委託することができる。このために、公的（保護）組織は、養子縁組の提案を提出する前に、養子縁組の裁判所決定が宣言されるまで、養子縁組目的の監護を、影響を受ける者の、および、十分な判断力がある場合、また、いずれにしても、12歳以上であるときは、未成年者の事前の意見を聞いて、親権または後見の権利を剥奪されていない親または後見人に通知される適法に理由付けされた行政決定で、委託する。

養子縁組目的の監護者は、里親受け入れ者と同じ権利・義務を有する。

2. 未成年者の利益に叶う場合を除いて、公的（保護）組織は、前項に規定される前養子縁組的共同生活の期間が開始するとき、第178条4項に規定する場合を除いて、元の家族との訪問および交流の制度の停止に移行する。

3. 裁判官への養子縁組の提案はできる限り短い期間で、いずれにしても、養子縁組目的の監護委託が決定された日から3ヶ月経過する前に、実施されなければならない。しかしながら、公的（保護）組織が、未成年者の年齢・状況に応じて、未成年者の家庭への適応期間の設定が必要と考えるときは、その期間は最大1年まで延長できる。

裁判官がその養子縁組は適当でないと考える場合は、公的（保護）組織は、未成年者にとってより適切な保護処置を決定しなければならない。

第177条（2015年改正、同年施行）裁判官の面前で、養親と12歳以上の養子

となる者は養子縁組に同意しなければならない。

2. (次の者は) 養子縁組に同意しなければならない:

① 配偶者または夫婦と同様な愛情関係で結ばれた者。但し、真正に証される法律上の別居または離婚あるいはカップルの破綻が介入する場合を、養子縁組が共同で形成される場合以外は、除かれる。

② 親権解放されていない養子になる者の父母で確定判決で親権剥奪されていない者、または、そのような剥奪の法的事由に該当していない者。この状況は、民事訴訟法に従って手続きされる対審手続においてのみ認めることができる。

同意しなければならない者が同意するに不能であるときは、同意は必要ない。不能は、養子縁組を形成する裁判所の決定に理由的に認定される。

親権停止された親の同意も、第 172 条 2 項に規定する条件で、非保護の状況宣言の通知から、それに反対しないでまたは期間内に反対しても棄却されたときは、2 年経過すると、必要ではない

母の同意は、分娩から 6 週経過しないとすことはできない。

3. 裁判官は (次の者の) 意見を聞かなければならない:

① 養子縁組にその同意が必要ないとき、親権剥奪されていない父母。

② 後見人、場合によっては、里親受け入れ者および監護者。

③ その年齢と成熟度に応じて、12 未満の養子になる者。

4. 同意・承諾は、自由に、要求される法的方式および文書で、その結果をあらかじめ知らされて、なされなければならない。

第 178 条 (2015 年改正、同年施行) 縁組は養子と以前の家族との法的紐帯を消滅させる。

2. 次の場合は、例外的に親の家族との法的紐帯が存続する:

① 養子が養親の配偶者の子、または、夫婦と同様な愛情関係で養親と結ばれた者の子であるとき。たとえ配偶者またはそのカップルが死亡していても。

② 親の一方のみが法的に決定されているときで、養親、12 歳以上の養子および紐帯が継続すべき親がその効果を申立てた場合。

3. 前各号の規定は、婚姻障害についての規定を害しない。

4. 未成年者の家庭状況、年齢または公的 (保護) 組織によって評価されたいかなる重要な状況を理由として、未成年者の利益がそう勧告するとき、未成年者、元の家庭のメンバーおよび養親の家庭のメンバーの間での訪問・接触を介しての関係またはコンタクトのなんらかの方式の維持を、特に、可能であれば生物学的兄弟間の交流が恩恵を受けて、取り決めることができる。

これらの場合、裁判官は、養子縁組を形成するとき、当該関係の維持を、公的 (保護) 組織または検察庁の提案で、養親家庭のおよび養子になる者が十分な判断力がある場合、また、いずれにしても、12 歳以上であるときは、その者の同意を得て、その周期、期間および条件を決めて、決定できる。いずれにしても、12 歳未満の養子となる者は、その年齢と成熟度に応じて、意見を聞かれる。必要があると、当該関係は、公的 (保護) 組織またはその目的に適った組

織が介入して、実施される。裁判官は、また、未成年者のより良い利益に留意して、その修正または終了を決定できる。公的（保護）組織は、裁判官に訪問・接触の展開に関する周期的報告を、また、それらの維持・修正の提案を最初の2年間、それが過ぎると裁判官の要請で、発出する

公的（保護）組織、養親家族、元の家族、および、未成年者が十分な判断力がある場合、また、いずれにしても、12歳以上であるときは、その未成年者は当該訪問または接触の停止または抑制の申し立てに適法である。

適正性の宣言では、養子縁組を申し出る者が、元の家庭と関係を維持する未成年者を養子にすることを受け入れたかどうか証さなければならない。

第179条 裁判官は、検察庁、養子またはその法定代理人の申立て、親権剥奪の事由に陥った養親を、保護機能から、また、養子もしくはその卑属について養親に法律が付与している権利から、または、その者たちの相続財産における権利から排除することを決定する。

2.（養子が）完全な能力を獲得したら、その廃除はその2年以内に養子のみが申立てできる。

3.（養子が）完全な能力を獲得したら、子自身の決定によりこれらの制限は効果を生じない。

第180条（2015年改正、同年施行） 養子縁組は撤回できない。

2. 裁判官は、過失なく第177条の明示的条件で、過失なく、手続きに介入しなかった父または母の申立てにより、養子縁組消滅を決定する。更に、その申立ては縁組から2年以内になされること、また、申立てられた消滅が未成年者をひどく害しないことが必要がある。

養子が成年である場合は、養子縁組の消滅にはその明示的同意が必要である。

3. 縁組の消滅は、獲得された国籍および州籍の喪失の事由とはならず、また、以前に生じた財産的效果におよぶことはない。

4. 養子についての実方親子関係の決定は縁組に効果をおよぼさない。

5. 公的（保護）組織は、未成年者の出自に関して入手する情報の保管、特に、その親の身元に関する情報、また、未成年者およびその家族の病歴の保管を確かなものとする、また、養子縁組が決定されたときから少なくとも50年間保管される。保管は、養子になった者が次項に規定される権利を行使できる効果のためだけになされる。

6. 養子は、成年に達したら、または、未成年者の間はその父母が代理して、自己の生物学的出自についてのデータを知る権利を有する。公的（保護）組織は、影響を受ける者に事前に通知して、その専門サービス部門を通して、（養子が）この権利を有効にするために必要な助言と援助を与える。

このために、いかなる私的または公的組織は、公的（保護）組織および検察庁に、求められたときは、未成年者および元の家庭に関する必要な情報および前歴を提供する義務を有する。

